

太田商工会議所 公式WEBサイト広告取扱規程

第1条（趣旨）

本規程は、太田商工会議所（以下「管理者」という）が管理する公式WEBサイト（以下「WEBサイト」という）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（本規程の追加、変更）

管理者は管理者が定める方法により、広告主の承諾を得ることなく、本規程に新たな規程を追加または変更することができるものとし、広告主は追加または変更の規程内容を承諾するものとする。

第3条（広告の種類）

1. WEBサイトに掲載する広告は、バナー広告（WEBサイト内に表示される広告画像で、広告の指定するWEBサイトにリンクするもの（以下「広告」という）とし、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- （ア）責任の所在が不明確なもの。
- （イ）法令、条例、規則等に違反しまたは抵触するおそれのあるもの。
- （ウ）公正な第三者機関の立証データ無しに「世界一」「No.1」等の表記をしているもの、または比較広告で公正取引委員会に定めるガイドラインに準じていないもの。
- （エ）公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの。
- （オ）名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれのあるもの。
- （カ）政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対する内容のもの。
- （キ）公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む）を推薦し、支持し、またはこれに反対するもの。
- （ク）宗教性のあるもの。
- （ケ）個人の氏名広告にあたるもの。
- （コ）写真、談話、および商標、著作物、意匠などを無断で使用したもの。
- （サ）管理者が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの。
- （シ）WEBサイトの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- （ス）前各号に掲げるもののほか、WEBサイトの広告として適当でないと管理者が判断するもの。

2. 前項の規程は、広告リンク先として広告主が指定したWEBサイトの内容についても適用する。

第4条（広告の規格）

広告の規格は、次のとおりとする。

- （1）大きさ 縦64ピクセル 横228ピクセル 20KB以下
- （2）画像形式 GIF（アニメーション可）、JPEG

第5条（広告の掲載場所等）

広告の掲載場所はWEBサイト内のトップページで管理者が指定する場所とし、当該指定場所における掲載位置の序列は、申込順を元に管理者が指定するものとする。

第6条（広告の掲載期間）

広告掲載の期間は原則1ヶ月単位（各月1日の午前9時～末日の午後5時）とし、連続して掲載する場合は最長12ヶ月までとする。ただし再掲載は妨げない。

第7条（広告掲載料）

1. 広告掲載料については、当所会員は1枠当たり月額5千円（税抜）とする。（長期割引は下記の通り）
非会員は、1枠当たり12ヶ月で12万円（月額1万円（税抜））とする。

広告掲載料金（会員）

	期間	料金	備考
1枠当たり	1ヶ月	5,000円（税抜）	
	6ヶ月	27,000円（税抜）	1ヶ月4,500円
	12ヶ月	48,000円（税抜）	1ヶ月4,000円

2. 前項の広告掲載料は管理者が指定する期日までに前納をしなければならない。
3. 6ヶ月以上の契約を更新する場合は、上記の広告掲載料を10%割引とする。

第8条（広告掲載申込等）

WEBサイトへの広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という）は、WEBサイト広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、持参、Eメール等で管理者に申し込むものとする。

第9条（広告掲載の決定）

1. 管理者は、前条の申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。
2. 前項の掲載の可否の決定に当たって、申込者が多数の場合は申込先着順とする。

第10条（広告原稿の作成及び提出）

1. 広告掲載許可の決定を受けた申込者（以下「広告主」という）は、広告原稿を管理者が指定する期日までに提出するものとする。
2. 広告原稿は広告主の責任及び負担で作成するものとする。

第11条（広告内容等の変更）

管理者は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBサイト内容等が法令、条例、規則等に違反している場合、またはそのおそれがある場合は、広告者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

第12条（広告掲載の取消し）

管理者は次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 前条の規定による広告内容の変更を広告者が行わないとき。
- (3) 広告主WEBサイトの内容等が、申込時から変更され第3条の規程に反すると判断したとき。
- (4) 広告主WEBサイトが正しく動作していない場合。
- (5) その他WEBサイトへの広告掲載が適切でないと管理者が判断したとき。

第13条（広告掲載の取下げ）

1. 広告主は自己都合によりWEBサイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2. 第1項により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

第14条（広告掲載料の還付）

1. 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付する。

2. 前項の還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。ただし、還付する広告掲載料には利子を付さない。

第15条（広告掲載の中断）

1. 広告主側の原因によりサービスが中断した場合、管理者は一切の責任をおわないものとする。

2. 管理者側の原因により広告掲載が中断した場合、管理者は復旧に努め、金品、サービスなどによる保証は行わないものとする。

3. 天災地変、通信事業者によるサービスの停止・中断、通信回線の障害、第三者によるハッキングやクラッキング等の不正アクセス、停電、その他管理者の責めに帰することのできない事由による場合、管理者は一切の責任をおわないものとする。

第16条（広告掲載の一時的な中断、変更、追加、中止）

管理者は、広告主への事前の通知、承諾なく、一時的にサービスを中断できるものとする。また、条件等、サービスの内容に関する全部または一部について、変更、追加、中止することができるものとする。

第17条（広告主の責務）

1. 広告主は広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2. 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証するものとする。

3. 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

第18条（リンク先の変更）

広告主は、広告デザイン・リンク先を変更しようとするときは、1週間前までに管理者に連絡するものとする。

第19条（その他）

この規程に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

第20条（合意管轄）

管理者及び広告主は、管理者と広告主の間で本規程につき訴訟の必要が生じた場合は前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意するものとする。

第21条（準拠法）

本規程の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとする。

附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

第7条（広告掲載料）の改定は、平成26年4月1日より施行する。